

業務仕様書

1 業務名

三重県警察学校食堂排水管清掃業務

2 業務内容

三重県警察学校に設置されているグリストラップに接続する排水管の清掃を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

4 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校

5 業務仕様

排水管洗浄（厨房内からグリストラップまで約35m）

6 実施回数及び時期

(1) 実施回数

1回

(2) 時期

おおむね8月～9月上旬の間とし、詳細な日時は委託者と調整の上、決定するものとする。

7 業務報告及び検査

業務完了後、速やかに作業中の写真等の必要書類を提出し、委託者の検査を受けること。

8 代金の請求及び支払い

(1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。

(2) 委託者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

9 損害賠償

作業の実施に当たって、構内の建物、工作物、備品その他に損害を与えたときは、直ちに報告するとともに、これを賠償すること。

10 再委託

受託者は、本契約の全部若しくは大部分を一括して、第三者（受託者の子会社

（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託することはできない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等を示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受託者は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始前までに委託者に提出し、承認を得ること。

なお、受託者は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

11 その他

- (1) 関係法令等を遵守し、適正に行うこと。
- (2) 処分等に係る一切の経費は、本業務委託に含むものとする。
- (3) 業務中は火気厳禁とし、事故のないように十分注意すること。
- (4) 本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。